

## 裁判員等経験者意見交換会議事録

日 時 令和2年2月27日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者 司 会 寺 澤 真由美（部総括裁判官）

裁判官 結 城 剛 行

検察官 江 崎 佳 孝

弁護士 久保田 喬

裁判員経験者1番 男性50代（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 男性60代（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 女性60代（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 男性30代（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 男性60代（以下「5番」と略記）

補充裁判員経験者6番 男性40代（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 女性40代（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 男性50代（以下「8番」と略記）

報道関係者 読売新聞

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	裁判員等を経験しての全般的な感想・・・・・・・・	3
3	審理に関する感想，意見・・・・・・・・	10
4	裁判員等として参加するに当たっての御負担・・・・・・・・	25
5	これから裁判員等になられる方へのメッセージ・・・・・・・・	28
6	報道機関からの質問・・・・・・・・	32
7	最後に・・・・・・・・	33

## 1 はじめに

(司会)

水戸地方裁判所の裁判官の寺澤と申します。本日はお忙しい中、意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。

本日はあらかじめ御案内しておりますように約2時間の予定となっております。最初の1時間半余りで私の司会で皆さんの御意見を伺っていき、その後に記者の方からの質問を受けていただく予定であります。

本日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員、補充裁判員の皆さんにとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは分かりやすいものとするためにはどのような改善が必要かといったような点を中心に、皆さん方から裁判員裁判に参加して感じられた事柄についてお伺いをしてまいりたいと思います。

では、ここで本日の会の趣旨について簡単に説明をさせていただきます。裁判員制度が始まって昨年10年の節目を迎えました。県民の皆様の御協力のおかげでおおむね順調に運用されていると見ておりますが、制度を長続きさせるためには常に見直すべき点を見直し、より良いものに変えていかなければなりません。そのために実際に裁判員裁判を経験された方々の率直な感想や御意見等をお伺いすることが今後の裁判員裁判の運用、改善を検討していく上で重要であると考えています。

また、まだ裁判員候補者となっていない県民の方々から見ると、一体どういう制度なのか、果たして自分たちがやっていけるのだろうかといった心配をされている方も少なくないと思います。そのような県民の皆さんに実際に裁判員などを経験された方からの生の声をお伝えすることがこれから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかと思います。このような趣旨で本日の会を設けさせていた

できました。

それでは早速開始させていただきますが、まず最初に出席されている3名の法曹関係者から自己紹介をしていただきたいと思います。順番は検察官、弁護士、裁判官の順でお願いいたします。

(検察官)

本日はよろしく申し上げます。水戸地方検察庁検事の江崎と申します。今日は自由な議論ができるものと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(弁護士)

つくばで弁護士をしております久保田喬と申します。本日はどうぞよろしく申し上げます。

(裁判官)

水戸地方裁判所刑事部裁判官の結城と申します。私は寺澤裁判長の合議体とは別の合議体で裁判長をやっておりますが、本日は是非皆様の率直な御意見をお聞かせいただいて、それを今後の裁判員裁判をより良くするために活かしていきたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

(司会)

では、話題事項に入っていきたいと思います。お手元に話題事項と記載された用紙があるかと思いますが、まずは裁判員などを経験しての全般的な感想を伺いまして、2番目に審理に関する感想、3番目に裁判員として参加するにあたっての負担についての感想、最後にこれから裁判員などをおやりになられる方へのメッセージをいただきたいと思います。

## 2 裁判員等を経験しての全般的な感想

(司会)

では、早速ですが話題事項の1に入りたいと思います。まずは裁判員な

どを経験されての大まかな感想や印象などをお話しただければと思います。事件の特色もありますので、自己紹介をしていただく前に皆様にそれぞれ御担当いただいた事件について私から簡単に紹介をさせていただきます。なお、プライバシーの問題がございますので、経験者の皆様のごとはお名前ではなく番号でお呼びさせていただきますので御了承ください。

それでは、まず1番さんが御担当された事件ですが、強盗致傷などの事件で、強盗致傷事件については被告人が被害者宅に侵入して、被害者及びその妻に対して暴行を加えて現金10万円などを奪って被害者らにけがを負わせたという事件でした。この事件は否認事件で、争点は被告人が犯人かどうか、被害額が幾らかという点でした。では、1番さん、御感想などよろしく願いいたします。

(1番)

経験しての全般的な感想として、まず裁判員として、裁判を私自身やっ  
ていけるのかが出発点でした。法律の専門家でもないですし、一般的な会社員ですので、まずそこかなと。ですが、こんな機会はめったにないという思いもあり、案内が来てからは、社会経験の一つとして是非やってみたいというふうに思いました。

事件の中身とか審議を皆さんとやっていく中で、何が真実で誰が嘘をついてというところが非常に判断するのが難しいというふうに思いました。被害者、加害者ともにフラットな目で見えていかなきゃいけないんじゃないかなというところが非常に難しかったと思いました。全般的にはそんな感じでした。

(司会)

ありがとうございました。次に2番さんですが、2番さんの事件は1番さんの事件と同じです。では、2番さん、どうぞよろしく願いいたしま

す。

(2番)

私も仕事を辞めて特に忙しかったわけじゃないので、あまり社会と関わるような仕事もしてこなかったもので、こういうのも一つの経験かなと思って参加させていただきました。

ただ、やっぱり現実的に言うと、ドラマやテレビあるいは報道で見聞かしているのは実は自分にとっては全くリアルではないわけですし、リアルに起きてるこういうものに携わっているわけじゃないけども、いろいろ聞いているうちに人々のいろんな思いの中で誰が黒で誰が白だとか決めかねるような場面もたくさんあるんだなと思いつつ、いろいろ勉強させていただいたという感じですね。

あと、参加した事件の内容は、終わってしまえばはっきり言って覚えていたいことではありません。だから、さっさと忘れたいけども、時々テレビの報道か何かあると、ああ、そういえば関わった事件と似てるんだなというのは思い出したりすると犯人の顔とかそういうのが頭に、脳裏に見えてきて、あまりいい気分ではないですね。

もともと職業的にこういう犯罪に関わってるわけじゃないので。だから、できればさっさと忘れてそういうことのない世界で住みたいと思っておりますので、避けたいという気持ちの方が本心ですけども、社会を維持していく上で機会があればまたやってみたいなとは思っていますね。そういう参画したいなという思いもあります。

(司会)

ありがとうございました。では、3番さんですけども、3番さんも1番さん、2番さんと同じ事件を御担当いただきました。よろしくお願ひいたします。

(3番)

よろしくお願ひします。私もある日仕事から帰ってきて裁判員裁判という封書を見た時に、まさかってびっくりしました。それで、うちの主人がいい経験だからやってみろって言ったことが、今でも頭にこびりついてます。

それでやってみたんですけど、私は今になって事件のことは忘れようとしてるんですけど、やっぱり今事件がすごく多くて、新聞でもこの間、神奈川県の方で障害者施設で事件ありましたね。それで裁判員裁判がこんな事件も法廷に出るんだなっていうことが強く重大な仕事だなと思いました。

すごくいい経験になりまして、地域の方でも経験を活かしてもうちちょっと伝えたいことは伝えてあげたいと思ってます。

(司会)

ありがとうございます。次に4番さんですけれども、4番さんに御担当いただいた事件は殺人などの事件でした。この殺人事件の内容は、被告人が被告人方で夫に対しその首を充電器コード様のもので絞めつけ、夫を殺害したというものでした。この事件は自白事件で、争点は量刑ということでした。では、4番さん、よろしくお願ひいたします

(4番)

よろしくお願ひします。私も皆さんおっしゃるように封書が届いた時はやれるのかなという気持ちと、せっかくだからやってみたいという気持ちもありました。選任手続でこの部屋に来て概略を見た時に殺人事件だったんですけれども、それを読んだ時はやっぱりこういう重大な事件なんだなというふうに思ったのは覚えてます。

それから結構淡々とというか、今思い返すとあれよあれよと進んでいったように思ってます。ちょっと表現が適切か分かりませんが、すごくよくできたリアルな小説を読んでいるような感じで法廷も進んでいった

ので、別に嫌な気持ちはしませんでしたし、とてもいい経験ができたかなとは思っています。

(司会)

ありがとうございました。次に5番さんですけれども、5番さんが御担当された事件は現住建造物等放火などの事件でした。この事件の概略は、被告人が火災保険金を得る目的で被害者方家屋に放火して全焼させるとともに隣接する家屋の一部を焼損させたという事件です。この事件は自白事件で、量刑が争点でした。では、5番さん、よろしく願いいたします。

(5番)

裁判員制度は何年も前からやっていますけれども、興味は前々からありました。サラリーマンだったんですが、勤めをしている時にはこういう依頼が来たら困るなというのが正直な思いで、その時は断ろうっていう気持ちでございました。

退職してからは非常に興味があって、来たら是非やりたいという気持ちでございまして、退職してからそういう案内が来ましたんで、すぐに応募させてもらい、担当させてもらいました。

それでこちらに来まして、裁判官というか裁判所というか、私のイメージとしては、昔のイメージなのかもしれませんが、裁判官というのは厳格な人だというイメージがあったんですけど、よくよく考えたら裁判官も人間だよなと思ったんですけれども、要は裁判官の方といろいろ話したりしている中でずいぶん自分のイメージが変わりまして、ずいぶんざっくばらんな方々なんだなという印象がありました。

非常に気軽に自分の意見を言えたりしましたし、そういう意味では自分のイメージが変わってもいいのかなっていう反面、いろいろ後で思うとやっぱり裁判官というのはもっと厳しくなってもいいのかなというイメージもまた幾らか残ってはございました。

事件に関しても、最終的には結論を出さなくちゃいけないというのがあって、みんなとお話しながら結論を出したんですけども、いろいろ事件の絡みもあったと思うんですけど、これでいいのかなっていう思いもずっとありました。たまたまその事件に関連して次の裁判がありましたんで、その裁判がどうなるんだろうと非常に気になっておりました。それから裁判に関する興味が非常に高くなったかなというのが私の感想ですね。ただ、参加していろいろ考えさせられることがあったり、イメージが上がったり、非常に勉強になったと思ってます。

(司会)

ありがとうございました。次に6番さんですけども、6番さんの事件は5番さんが担当された事件と同じです。では、6番さん、よろしく願いいたします。

(6番)

補充裁判員だったんですけども、実際皆さんの裁判員とほぼ同じだったんで、いい経験させていただいたと思いました。

当初封筒が来た時は、仕事上盆も正月もないような忙しさなんで断るのが筋なのかなと思ったんですけど、今働き方改革ですとか、裁判員は国民の義務じゃないんでしょうけど、上司に何言われてもせっかくなんで裁判員を受けて、会社の意識もちょっと変えたかったんで、是非とも参加させてもらおうと思って来ました。実際やってみて、茨城県でも結構遠いところなんで、前の日以降ホテル泊まらせてもらったりとか連泊する時とかもあったんですけども、ちゃんと交通費や宿泊費とかも面倒見ていただいたんで、すごくちゃんとしてるんだなということもありました。裁判自体も同じ茨城に住んでる身近な人が詐欺だとか覚せい剤、あと暴力団の人が意外と身近に多いんだなというところにびっくりしました。やっぱり悪い人が結構いっぱいいるんだなっていう意識をすごく持つようになりました。

あとは裁判所，裁判官の方，弁護士の方をちょっと身近に感じられたので，それはすごくいい経験になったなと思いました。

(司会)

ありがとうございました。続いて7番の方ですけれども，7番の方が御担当された事件は強盗傷人という事件などで，この強盗傷人の事件は，被告人が現金を奪おうと考え，被害者方において包丁で被害者の顔面，背部などを突き刺すなどの暴行を加えて現金を奪い，被害者にけがを負わせたという事件でした。この事件も自白事件で，量刑が争点です。では，7番の方よろしくお願いたします。

(7番)

よろしくお願いたします。私も最初はこういう裁判はちょっとどこかひとごとのようなところがあって，仕事も休まなきゃいけませんし，お断りをしようと思ってたんですけども，家族からの勧めもあって参加させていただきました。

ちょっと堅いイメージがあったので，ちょっと怖いのかなという思いもあったんですけども，裁判官の方もすごく分かりやすく説明してくださって，そんなに思ってたほど怖い感じの審理もなく，結構スムーズに進んでいったんです。けれども，やっぱり最後判決を決める時にまた自分が被告人の人生を決めていいのかという不安は結構あったんですけども，そういうところも周りの方とか裁判官の方とかに手助けっていうか，気持ちの面でも助けていただいて進めていけたのかなと思って，いい経験ができたかなと思っています。ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。続いて8番の方ですが，8番さんは7番さんと同じ事件を御担当いただきました。よろしくお願いたします。

(8番)

裁判員ですけども、一説によりますと1年間に選ばれる確率というか、大体対象の1万数千人に一人ぐらいって言われているのをあらかじめ存じ上げておりました。水戸地方裁判所さんから最初の案内が届きまして、最初二十数名集まりまして、その中で6名が選ばれるっていうことで、私は積極的に裁判員やってみたい、当選してほしいって思ってまして、当選した時には非常に嬉しかったことを覚えております。

それで、そうやって選んでいただいたからには真剣に臨もうと思って臨んだわけです。私どもは、3日間の裁判だったんですけども、この3日間は裁判所にいる時も、それから1時間半ぐらいかけてお家に帰る時も、また次の朝こちらに来る時もずっと裁判というかその事件のことで頭がいっぱいで、被害者さん、あるいは加害者さんの気持ちをずっと考えておりました。そして、被害者さん、加害者さんの弁論をお聞きしている中で、途中目が合ったかなという瞬間もあったりしながら、本当にそのお二人のお気持ちに入りながら参加させていただきました。

それで、最後判決の時に皆さんでお話をさせていただいて、本当にすごく重圧を感じたのは確かなんですけども、本当にすごい経験をさせていただきました。その裁判の後もいろいろな事件、裁判員裁判の報道に接して、非常に興味を持って、自分が裁判員になったつもりでその事件を受け止めて考えたりするようになりました。だいぶ裁判員を経験する前と後では、裁判という制度に対する考え方ががらっと変わったのが事実かなと思います。

(司会)

今お聞きいたしますと、参加する前には積極的な方と必ずしもそうじゃなかった方もいらっしゃったようですけども、裁判を経験されてそれぞれの立場で得るものも少しはあったのかなということでお聞きしておりました。皆さん、どうもありがとうございました。

### 3 審理に関する感想，意見

(司会)

それでは，続きまして審理に関する話題に入っていきたいと思います。話題事項に沿って，最初に検察官や弁護人の冒頭陳述についての感想をお聞きしたいと思います。今後展開される審理のポイントが分かったかどうかという点でございます。例えば，争いのない事件ではどのような事情が刑を決める上でのポイントか分かりましたでしょうか。あるいは，争いのある事件では何が争点になっているか分かりましたでしょうか。こういう観点で感想をお伺いしたいと思います。

では，この点についても皆さん全員から感想を伺えればと思います。

(1 番)

検察官，弁護人の冒頭陳述については，何が争点かというところは非常に分かりやすかったと記憶しています。何がどうっていう具体的なところはちょっと思い出せないんですけれども，特に検察の方は証拠集めとか大変だろうなって非常に感じました。かたや弁護の方は守るっていうか，被告人の方の弁護をするための材料とかも入念に調べて挙げていたので，非常に裁判員，裁判の素人の私でも分かるようなことがあったので，そこは非常に分かりやすかったかなというふうに思います。

(2 番)

事件の起きた内容はある程度のストーリー立てで説明していただいて，それは大変よく分かりました。でも，逆を言えばその事件にストーリーなんか最初からあったんだろうかという思いもあって，嘘も方便じゃないけど，まず1本の骨を知るためにはそれも致し方ない部分なんだろうと聞いていました。裁判員同士の審議の中で，そういうのはだんだんそうでもないよねみたいな感じで明らかになっていくので，時間を置くごとにそれは訂正されて特に問題はなくなってくると思うんですけど。検察官にしても

裁判所の関係の方も、プレゼンテーションの技術が弱いなとすごく思っ  
まして、うまい人と下手な人といろいろあるし、それからパワーポイント  
の使い方も分かりにくい、もうちょっときれいに作ってもいいんじゃない  
かなと思うところがあって、恐らくこういう業界はあまり進化してない  
と思いました。

全ての業種じゃないと思いますが、私は社内の開発とか研究職をやっ  
てたんで、自分のことをアピールしないと社内で生き残れないので、プレ  
ゼンテーション技術というのは必須なんです。そういうのもやっぱり習い  
ながらやられた方がいいんじゃないかなと、言葉はすぎますけど思いまし  
た。

(司会)

プレゼン技術が弱いというのは、具体的に言うとどんなところでこうい  
うふうにしたらいいなと思う点がございましたら。

(2番)

そんな簡単に学べるもんじゃないってことはよく知ってるんですけど、  
やっぱり見栄え良く作るのが一番ですよ。見やすい資料と目次がたくさん  
あって、見にくい資料とあるわけですから。文字の大きさも心掛けるの  
は、私なんかはやっぱり老眼でちっちゃい文字なんか見づらかったりす  
るんですけど、それを1枚のA4用紙にパワーポイント4分割して見せられ  
ても、見る前から嫌気が差してしまいます。あと色刷り、カラーであれば  
分かりやすいと思うんですね。

誰でも赤文字であればここは注意点だなと思うので、それを黒文字のま  
までやれば注意点がどこか分からない。視点がばらついてしまいますから、  
そういうのは、基本的なプレゼンテーションの技術としてありますので、  
そういうのもサブで学んでみるのも一つなんじゃないかなと思います。

(司会)

ありがとうございます。では、3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

検察官の審理ですけど、すごくはっきりした説明をして分かりやすかったんですけど、私にとってはすごく長く感じたんです。その人のニーズに合わせて切るところは切ってやってほしいと思ったところがあります。

あと、弁護士なんですけど、弁護士は被告人を一生懸命かばう気持ちはあるんですけど、意見が一緒のところがあってちょっと分かりにくいところがあったような。ちょっと事件は忘れちゃったんですけど、もうちょっと分かりやすくやってほしかったなという感じがしました。

(司会)

冒頭にも言いましたけれども、1番さん、2番さん、3番さんが御担当された事件は否認事件で、なおかつ争いがある事件がたくさんあるということで、最初にたくさん情報を与えられるということが少しきつい面もあったということでしょうかね。

(3番)

はい。

(4番)

すごく検察官の方の資料、非常にまとまっていて分かりやすかったというのが当時の印象だったと思います。争いはない事件だったんですけど、今となっては当たり前なんですけど、その時には検察官の人は、被告人側の主張はこうこうだから悪いんですみたいな側に偏って、弁護士の方は当然かばうので、こうこうだからだめじゃないという言い分で、正反対というか両極端な言い分が出されて、何なんだこれはって一瞬思ったような記憶もあります。ただ、そこを審理とか証言の中で聞いていってくださいというような説明が裁判官の方からもあったので、ああ、そういうもんなんだなというふうに思いながらその後聞いていた気がします。私の時の事件

の資料とか説明はすごく分かりやすかったと思います。

(5番)

審理のポイントが分かりましたかっていうことについては、分かりました。それは文章がついてたんで。検察官，それから弁護人もそれぞれ読んで発表されたんですけど，その時の印象では正直あまり分からなかった。文章を見てたんで分かったっていう感じかなと思います。

さっき2番の方がちょっと工夫すればって言ってたように，それもこれから変えていってもいいのかなと思う反面，裁判っていうのはやっぱり厳粛ということがあると思いますので，淡々と検察官とか弁護人の方が発表するっていうのも，裁判としてはありかなと。ただ，理解するのは文章がついてればそれを読んで理解できるんじゃないかなとは思いますが。そういう印象です。

(6番)

確かこれが最初だったんで，すごく分かりやすくしていただいているという印象が一番強かったです。更に弁護人の方とかのファイルの分厚さを見ると，よくこんな数枚でまとめたなっていう印象の方が強かったですね。それぐらいですね。

(司会)

ありがとうございます。7番さん，いかがでしょうか。

(7番)

私も分かりづらい印象はなかったのですが，検察官の方はすごく分かりやすかったんですけども，弁護人と検察官の温度差がすごくて，弁護人の方がどうしたいのかなっていうのがちょっと分かりづらかった点がありました。

(司会)

ありがとうございました。弁護人が分かりづらかったというのはどの辺

りですか。

(7番)

弁護人が被告人に対してどういう弁護をしたいのかがすごく何かよく分からなかったですね。

(司会)

この事件の弁護人の冒頭陳述はかなり簡略になっていて、もう少し具体的に何を主張したいのかが分かった方がよかったかなという思いもあるんですかね。

(7番)

そうですね。もうちょっとどういうふうにしてあげたいのかなっていうのが伝わるとよかったかなと思いました。

(司会)

じゃあ、8番さん、いかがでしょうか。

(8番)

7番さんと同じ事件だったんですけど、おっしゃるように弁護人の方が本当に弁護になってるのかなって、もうちょっとはっきりいろいろと弁護していただいた方がよかったんじゃないかって思いました。

強盗傷人という事件で、はっきりとした事件でしたので文章を読んである程度理解しておりました上に、検察官の方もきちんとスライド、パワーポイントを使って御説明していただいて、はっきりとしたいろいろな画像を見せていただいたりして、非常に臨場感を感じるような冒頭陳述だったので、検察官の冒頭陳述は分かりやすかったです。

(司会)

皆さん、ありがとうございました。やはり冒頭陳述で最初に審理でどういふ点を見ていったらいいのかということを検察官、弁護人がある意味プレゼンする場かとは思いますが、分量的にも長いと長いとちょっと

と情報量が多いし、短いと短いでどういう点を強調したいのかなって伝わりにくいということでもなかなか難しいところがありますけども、やはり事件の核心を見据えてポイントを押しえながらするということが大事ということでしょうね。ありがとうございました。

では、次に書証の朗読という話題事項について、簡単に御意見いただきたいと思います。特に今回の事件でいいますと、4番さんが御担当された事件については事件数も多かったのですが、書証の朗読が6時間以上あったという事件でした。そういうふうに長時間書証の朗読をお聞きになったわけですが、何かそういう御経験をされて工夫したほうがよいというようなことはございましたでしょうか。

(4番)

すごく長いという印象は当然あったんですけど、時間を追って携わった人の話をまとめていただいて聞いていたので、ある意味ちゃんと本人に成り代わってじゃないんですけど、事件を追えたような印象があって、それが最初に言ったすごくリアルなドラマを観てるというか小説を読んでいるなという印象ではあったんです。ただ、調書を取られてる日が違うのか、場面が変わるからなのか分からないんですけど、私が〇〇について何々したことを話しますみたいなのが毎回出てきて、そこは何回も何回もそれが出てくるとちょっと聞き飽きたなっていうのがあったので、そういう端折れるところは端折ってもいいのかなというのが一つ。あと私が携わった事件は朗読が本当にメインのところだったのでしょうがないというか当然そうなんだと思うんですけど、検察の方がものすごく時間をかけて調書を取られて、そこでポイントを押しえて言われてるんだと思うんですけど、弁護人の方がここはしょうがないところですよって最初に言ったところをことごとく潰すというか、こういうコメントを取ることで、やっぱりどうだ、この人悪いだろうみたいな感じをどんどん言っていくのが検察の仕

事だと思っんですけど、それがものすごく毎回全てそれを積み重ねていくので、弁護人の方が大変だなんていうのと、ここまで見せつけられると何かすごいなとか、ある意味独壇場とか、どうだ、どうだみたいな感じですがすごく長い時間聞いていたので、控え室に戻った時にすごいですねみたいな会話をしていたような気がします。

長くてもしょうがない部分もあったと思っんですけど、かいつまめるところはもうちょっとかいつまんだ方がいいのかなっていうのと、持っている方が強引とは言わないんですけど、すごくかいつまんで発表されるので、誘導じゃないですけど、都合のいいように編集されてる面もあるのかなっていうのもちらっと思う時もあったかなというのが感想です。

(司会)

ありがとうございます。5番さん、6番さんの御担当された事件も100分ぐらいは書類の取調べということで朗読を聞いていたかと思っんですけど、何かそれをお聞きになっての感想などはございますでしょうか。書証の朗読を100分ぐらいはお聞きになっていたのかなと思っんですけども、それをお聞きになった御体験からして、もう少しこうした方がいいかなとか何か感想があれば教えていただければと思います。

(6番)

100分という感じはなかったと思いますね。こういうものなんだなと思っって聞いてましたんで、長いという感じはなかったですし、特に問題とか気になることはなかったと思います。休憩なしでしたか、休憩ありましたっけ。

(司会) 恐らく休憩はあったんじゃないかなとは思っますが。

(6番)

だから、なおさら多分大丈夫だったと思います。

(5番)

私もあんまり長いとか、こんなもんかなってという感じで。初めてのこともあるんでしょうけど、裁判の中ではこういうものなんだろうなと思ってまして、特別長いという感じはしませんでした。

(司会)

では、今は書証の話だったんですけども、また少し目線を変えまして、証人尋問とか被告人質問という点についてですが、質問の意図や内容は分かったでしょうか。もし分かりにくい点があったとしたらどのように改善したらよいかという辺りの感想をお伺いしたいと思います。

この点については既に御紹介しましたけれども、1番さん、2番さん、3番さんの事件は本当にたくさんの証人尋問を行いまして、検察官の証人だけでも16人の証人のお話を聞いて、その証人のお話としても一つの事件ではなくていろんな事件が次々に出てくるという、そういう複雑な審理だったわけですが、質問の意図や内容が分かったかといった辺りについて1番さん、2番さん、どなたでも結構なんですけども、感想がございましたらお願いしたいと思います。

(1番)

非常に多くの方の証人が出られて、事件が幾つもあって、聞いている最初ちょっと混乱してしまうところがあったと自分自身では思いました。事件順序どおり証人の方が出てくればまだ整理がつくのかなと思ったんですけど、こっちの事件、あっちの事件って時系列じゃなく証人さんの時間的都合とかいうところもあって、結構バラバラな時も確かあったと記憶してるんですけど、それでちょっと混乱するようなところも、あれっていうところもちょっとあったというふうに思います。

なので、証人が非常に多かったというところもあるので、時系列に呼んでいただけるとまだ頭が整理しやすいのかなというふうには個人的には思いました。

(2番)

私はあんまりそのことについては感想が少ないんですけど、裁判という公式の場に出てきている発言とか審議というのは氷山の一角でしかないと考えていて、実はその前に弁護士とか検察官とか現場の警察官もいるかもしれないけど、本当はそうでもなかったりそうだったりしてるんでしょうという、そういういろんな話は実はあるんだと思うんですね。

だけど、それはとても書ききれない膨大な量であって、その中で起きた事実は事実としてあるわけだから、それに結びつけた記録になる発言が裁判の上で出ているだけにすぎないと思っているので、その程度に聞いておりましたが、全てを明らかにすることは実際無理な話ですから、そういう意味では逆に裁判長含めてスタッフの方々が事実に基づいて最終的な結論に持っていく上での必要なことと必要でないことをやっぱり選り分けていただいているんだなとは思っています。

(3番)

私も1番さんと同じような考えなんですけど、通訳の方が一緒だったんです。その通訳と何か頭の中が整理できなくなっちゃって、通訳の声が大きくて、場所をもうちょっと変えてほしかったなって感じもするんです。

被告人の脇に通訳を付けたらどうかなと思ったんですが、通訳の方が裁判員の真後ろにいたので、何かそこで聞き取れないところもあって、1番さんが言ったように事件、事件で何か頭の整理ができない時がありました。

(司会)

たくさん証人の場合で、なおかつ事件も複数ある時に、もちろん事件ごとに証人を固めたいところはあるんですけど、なかなか証人の日程でうまくいかない状況がある時はあって、今回もそうだったのかなということですね。またそこはより一層日程を決める時に努力していきたいというふうに思っております。

続いて、事件の内容を実感として理解できましたかという話題事項の関係ですけれども、例えばということで自白事件でも被害者の証人尋問を行ったものがあります。これは具体的に言うと7番さん、8番さんが御担当された事件で、被害者の証人尋問も行ったところですけども、直接被害者のお話を聞いたりしてその事件の内容をよりよく理解できたかといった辺りの御感想をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

(7番)

同性だったこともあって被害者の方の思いついていうのはすごく伝わってきたし、内容も理解できました。ただ、やっぱり被害者の方もちょっと動揺するところもあって、頭の中が整理できなくて、言ってることがちょっと一転二転してしまうような感じのところもあったので、そういうところをこちらの方で整理するところがちょっと難しかったかなと思います。

(8番)

同じなんですけども、女性の被害者の方が非常に感情的におっしゃって、すごく共感する部分もありましたし、非常に共感はしたんですけどもどのように捉えていいのかなっていうのを、判決に向けてそれをどの程度加味するのかというのは非常に迷ったところでした。

(司会)

では、続きまして検察官の論告、弁護人の弁論についての感想をお伺いしたいと思います。この検察官の論告、弁護人の弁論はそれまでの書証の取調べ、それから証人尋問、被告人質問の内容を踏まえて最終的にそれぞれの立場からの意見を述べるものですけども、論告、弁論をお聞きになってそれまでの審理の内容やポイントというものを御自身の頭の中で整理できたかといった点について皆さんの方から感想をお伺いできればと思います。1番さんからよろしいでしょうか。

(1番)

論告については、検察の方がまとめていただいた論告メモですかね、それで争点というか、いろいろな事実の整理であるとかそういったところがよくまとまっていたので非常に分かりやすかったと思いました。最後の求刑のところも、こんなものなのかなというふうには見てました。

(2番)

ちょっと離れちゃうかもしれないですけど、関わったのは外国人犯罪に関するもので、日本の法律で裁かれている部分と、これが日本以外の場所で起きた時はどうなんだろうかっていう情報が一切ないわけですけども、そういうことを感じましたね。

そういう意味で日本の法律に関しても諸外国との比較、それから犯罪者が日本でやった方が得だなんていう法的な制度ではやっぱりよろしくないなと思いますし、そういうのっていうのはどうなんだろうかと思いつつながら、こういう裁判に関わったのはいい機会で、知りたいなとすごく思いましたね。

(3番)

私はすごく今回のことで勉強になりました。今、日産自動車のゴーン被告人の件で裁判沙汰になってますけど、その点と私がやった外国人の方と何か噛み合っちゃって、この時はこうなんだなって思い出す時があります。ずいぶん経験したと思います。

(4番)

争いもなかったということで最初の冒頭の部分とそれほど中身は大きく違わなかったというのが、検察の方の資料も弁護側の資料もそうだなと思ったのが一つ。じゃあ最初と最後で何が違ったかというところ、我々裁判員がいろんな話を聞いて、その世界に入り込んでというか、皆さん一緒にやっていた方々と話してた時はやっぱり感情移入をして、こうだよ、ああだよって話をしていたんですけども、量刑を決める時にやっぱり皆さ

ん感情的になるというか感情移入してるので厳しめの話をしていた時に、とはいえ量刑グラフがあって、感情だけで判断するものじゃないということを裁判官の方からも言われて、今までの量刑グラフから逸脱する時にはそれなりの説明が必要だし、それは多分我々が感情移入して、感情が高ぶって話しているものは逸脱する理由にはならないという感じで諭されたような記憶はあります。裁判員制度って市民感覚を活かすために導入されたんだと思うんですけど、市民感覚と感情はまた別問題だということを、改めて諭されたのもあるし、皆さんで裁判員同士で話してる時にもそういうものなんだなみたいなことを言っていたことが一番印象に残ってると思いました。論告とか弁論はすごく分かりやすかったです。

(5番)

内容的には文章もありましたので分かりました。ただ、論告と弁論との文章の書き方、形式がそれぞれ違うんで、どちらがいいかっていうわけじゃないんですけども、同じような形式だったら比較できて分かりやすいかなとは思いました。

(6番)

論告と弁論は分かりやすかったと思うんですけども、自分が思ったのが、弁護人側も検察側も覚せい剤の累犯で具体的な例みたいなものも書いてなかったし、今結構覚せい剤で問題になってるんで、こういう例があったので何年、2年だとか8年だとか、弁護人の方の弁論も覚せい剤に関しては甘いというか、印象が薄かったんで、覚せい剤と関係のある人間とは縁を切るなど具体的な方法を考えてますということも記して求刑した方がよかったのかなとは思ってます。メインではないんでしょうけど、もう少しきちっと例を出して決めてもらいたかったと思います。

(司会)

5番さんと6番さんの事件は放火の事件以外にも覚せい剤を使用した

という事件も一緒に審理をしたところがあって、その覚せい剤使用についても弁護士側などから具体的な主張があった方がより刑を決めやすかったかなという御趣旨ですかね。

(6番)

どれぐらい、初犯で確か1年1か月、初めてだと執行猶予が付いて、その後また再犯の場合は1年1か月とか、そういう例を後から確か結城裁判官とかに聞いて調べた記憶があったんですね。その論告とか弁論の時点では具体的な何年何か月、だから何年というのがしっかり聞いた記憶がないですね、確か。

(7番)

論告も弁論もそんなに分かりづらいところもなかったんですけども、弁論のところで、結審した後に被告人の方が被害者の方にお金を返していくっていうところは私たちには関係ないところなんですけども、その先のことをもうちょっと強く弁論でちゃんとやっていきますって答えていただけると、決める側としてもちょっと安心して判決が出せるんじゃないかと。私たちがその後の方で刑を軽くしてしまったことで、被害者の方が辛い思いをされたらなっているのを、評議の時にちょっとみんなで話し合ったところがありました。

(8番)

当時のことをあまり覚えてなくて、今改めて目を通したんですけども、私たちが参加した裁判の論告と弁論、分かりやすかったと思います。

それで、論告で8年、弁論で6年、結果的にその真ん中の7年になったんですけども、私たち7名の裁判員がいましたけども、ほとんど一番論告と弁論に沿って判断したような、それで意見が一致して最終的な判決に至ったというふうに記憶しておりまして、分かりやすかったと思っています。

(司会)

それでは、ここで審理についての皆さんの感想も出ましたので、検察官、弁護人から御質問がございましたらお願いしたいと思います。

(検察官)

検察官江崎から質問させていただきます。私、実際には5番さん、6番さんが裁判をされた事件を担当していたんですが、ここで供述調書を何通か朗読させていただきました。供述調書は人が話した内容をただ耳で聞き取るだけだとだいぶ分かりにくいんじゃないかなと不安に感じるところもあって、裁判のルールとしては朗読が原則なので朗読してるわけなんですけれども、仮に例えば、文字情報が画面に映ったとした場合にはその方が分かりやすかったりするのかどうかという点を、ちょっと伺いたいなと思っております。

(5番)

画面にっていうことですか。

(検察官)

読んでいる内容が文字で出てきた方が分かりやすいのかどうか。

(5番)

いや、やっぱり文章の方が一番分かりやすいんじゃないかなとは思いますが。必ず論告、しゃべらなくちゃいけないっていうことらしいんですけども、やっぱり抑揚がどうしてもつけづらいんじゃないかと思うんですよね。

例えば、ここは重要ですよという、その言いたい部分がどういう形で言ったらいいかっていうことについては、なかなか裁判の中では、ああいう場所では言いづらいのかなと。こういう文章で例えば色分けしたりすることで言いたいことはここなんだろうなっていうことは、それの方が分かりやすいかなと思います。

(6番)

確かに聞きながらメモを取ってた記憶がありますね。その時に金額です

とか誰が何っていうのをすごく一生懸命書いた記憶があるんですね。金額の数字が後から何か幾らやるからどうのこうのみたいなのは確か後々の書類と金額が違ったりしてた、自分のミスかもしれないんですけど、ということがあったので、文字として追えて後々参考にできるものの方がいいと思いました。あと証拠か何かで一応時系列で整理はしてもらったと思うんですけど、誰と車に乗ってどこどこに行ったとか、その後どこどこのコンビニの女性に会いにどうのこうのっていうのがあったと思うんですけど、あれも実際理想をいえば地図と顔写真があった方が頭に入りやすいかもしれない。

(司会)

弁護士のお立場で何かございますか。

(弁護士)

8番さんだったと思うんですけども、先ほど被害者さんのお話を聞いて共感するところもあって、そういう気持ちをどうやって量刑に反映すべきかどうか悩んだってというお話をされてたと思うんですけど、その辺りの悩みをもうちょっと詳しくできればお聞かせいただきたいなという点と、もし他の裁判員さんでも被害者への思いとか感情移入されたってというお話が確か4番さんからあったと思うんですけども、その辺の悩みとか生々しいところをちょっとお聞かせいただければ嬉しいなというふうに思います。

(8番)

私が担当させていただいた事件は強盗傷人で被害者の方が割と若い女性だったんですけども、加害者の方からナイフで切りつけられて、顔も切りつけられてまだ若干傷も残ってらっしゃるということで、被害者の方は何で殺人未遂じゃないのという訴えもあり、私はそこにもちょっと心通じる場所がありました。本当に女性の顔を狙ったのかどうかちょっと分か

りませんが、切りつけるような犯罪だったものですから、そこは共感したというか、全くだなということで、どのようにその判決に持っていったのかを悩んだりとか、私も殺人未遂にかなり近い事件じゃないかなというふうに感じたりしたものですから、被害者の方の訴えに関しては心打たれるものがありました。とはいえ強盗傷人での裁判ということだったんですから、どうしていいのかなって迷ったりしていた記憶がございます。

(弁護士)

被害者の方に対して感情移入してっていうことは、要するに量刑としては重くなる方向に頭の中では働くと思うんですけども、悩んだということとは、そうではいけないということで引き下がるようなお気持ちもあったのかなって思うんですけど、どんな要素がそこに加わって引き戻すっていう方向に思考を働かせるようなことになったのかなと。

もっと言えば、弁護人の例えば弁論であるとか尋問のやり方であるとかから、そこまで重くしなくてもいいのかなっていう悩みになったとか、その辺を何かあればお聞かせください。

(8番)

私は割と重いというふうに自分では判断していたんですけども、いろいろ過去の判決事例を見せていただいて、その辺りが妥当なんじゃないかなということで最終的には判断したんですけども、あんまり量刑に関してすごく素人なもんですから、数字では何ともあれだったんですけども、ということです。

(2番)

普通に生活している一般人としての裁判員としては、感情の移入をする部分というのは、例えば、被害者が裁判で云々かんぬんではなくて、裁判を終えた後々により良く生きていけるかどうかというところに一番の感情移入の部分があるように思うんですね。

では、裁判自体の量刑が重かったからより良く生きられるようになるかっていうと、なりやしないわけですよ。そこに大きなギャップがあるわけですよ。じゃあ、そのギャップはどうやって法律で埋めてくれるのっていうことで、制度とかあんまりよく知らないけど、少しずつ充実されているとはいうものの、まだまだそこに足りない部分がたくさんあるんじゃないでしょうかね。私はそう感じてるんですけど。

#### 4 裁判員等として参加するに当たっての御負担

(司会)

それでは、次の話題事項に参りたいと思います。裁判員などとして参加するにあたっての何か御負担に感じる点があったでしょうか。もちろん御負担はあったことと思いますけれども、審理の日数ですとか、あるいは審理自体の内容を踏まえて、この点が自分にとっては負担に感じた面があったという点がございましたら、どなたでも結構ですので御発言いただければと思います。

(3番)

日数なんですけど、すごく事件が長かったもので、もうちょっとこの先の審理を短くポイントだけつかんでやってくださると、もうちょっと短い時間で終わるんじゃないかなと思いました。

あと、一つ不満だったのは、通訳の方が遅れてきた時があったんです。電車か何かが遅れて、1時間ぐらい遅れたのかな。それで私たちも電車がすごくいつも毎日ダッシュで帰るのにみんなで駆け足した記憶がありません。

(司会)

ありがとうございました。3番さんが御担当された事件はやはり否認事件で事件数もたくさんあるということで、ある程度日数が掛かることはやむを得ないものの、もう少し争点というものを絞るなりの努力はしてもら

った方が負担は少ないということにはなるんでしょうかね。

それから、通訳ということで今審理の開始時間が遅れたというお話もありましたけども、通訳事件ということではそれ自体での御負担もやっぱり感じるころは。

(3番)

ありました。もうちょっと通訳の方がもし来れないんだったら、こちらも補充裁判員の方がいらっしゃるんですから、通訳の方ももし危険が伴った時にもう一人いらっしゃるといいなと思いました。

(司会)

通常二人付けることもあるんですけども、事件によって諸事情によりお一人だけで行うこともあります。今のような御意見を踏まえてまた今後検討したいと思っております。

(8番)

私は会社勤めで裁判員に参加させていただき、何とか3日間仕事はやりくりできて問題なかったんですけども、私の会社は前例が全くなかったこともありまして、3日間もみたいな、上の方からもそういう空気がすごくございました。

ですので、もうちょっと裁判員の制度の周知を徹底していただきたい。例えば、私の会社では有給休暇取ってという参加の仕方だったんですけども、公休とか、もう少し強制力をもって裁判員に会社から送り出していただけのような制度というか風潮を作っていただければ参加しやすいかなと。ですので、かなり会社に気を遣って辞退される方が多いんじゃないかなというふうに思いますので、その点、将来的に御検討いただければと思っております。

(司会)

今、裁判員制度の周知というお話が出たんですけども、その点について

てこういう方法があるのかなっていうふうなことで考えることはありますでしょうか。周知の方法として、こういうことをしてもらったらいいいんじゃないかなというような点ですが、いかがでしょうか。

(8番)

厚生労働省の方にもっと働きかけて制度化していただく。厚生労働省なのか法務省なのか分からないですけども、私が勤めている会社はあんまり大きな会社じゃないものですから、上の方の意識があまりないというか、裁判員制度自体が分かってないので、もう少し、国として働きかけてもらいたいと思うんですけども。

(司会)

国の制度としての改善ということもあるし、あるいは企業の経営者への働きかけという面も含めて周知についてもう少し努力をするのがよいということですかね。

(8番)

そうですね。水戸地方裁判所に限ったことじゃなくて、全国的にですね。

(5番)

今の関連なんですけど、こういう経験をしまして、やっぱり裁判所とか国としていろいろ普及させていただいてると思うんですけども。自分が思ったのは、裁判員に選ばれたと知人に話した時に、そういうことを言っただけのっていうことを言われてたんですね。内容的に言っちゃいけないことがいろいろあると思うんですけど、こういう形でやったとか、そういう話をしていいのって言われました。話をした何人かみんながそういう意識だったんですよ。ということは、あまり関わりたくない、面倒くさいっていうのももちろんあるでしょうけども、いや、そうじゃなくてこういう形でいろいろやって勉強になったよ、ためになったよっていう話はしていいと思うんで、我々経験した者もそういう話をもっともっていった

方がいいのかなと、後々終わってから思いましたね。

裁判所とか国とかこういう制度があるから協力してほしいってことを言ってると思うんですけども、我々もやっぱり意外とみんなが裁判員に選ばれたことを言っちゃいけないって言うのを言ってるような気がしました。それから、内容も話しちゃいけないって、もちろん話しちゃいけない部分はあるんでしょうけど、大体は話してもいいんですよね。それをもっと言ってもいいのかなって言うふうに思いました。

(司会)

御担当された裁判が終わる日に今お願いもしてるところでございませけども、裁判員や補充裁判員を経験したことについての感想などについては是非周りの方にもお伝えしていただければと思います。その内容としてはもちろん良かったこともあるかもしれませんが、大変だったことも不満だったこともあると思うんですけども、そういう率直な感想についてはお伝えいただければと裁判所としても思っております。

守秘義務はありますけども、基本的には評議の内容と、それから関係者のプライバシーの関係に関わる事項以外は、審理のことなどについては感想を含めて周りの方にもお話しいただくことをむしろ我々もお願いしたいところがございますので、また御協力をお願いできればと思います。

(6番)

自分の場合ちょっと特別だと思うんですけども、裁判員裁判は特別休暇みたいな感じで基本的に冠婚葬祭と同じ扱いで休めるようになってますね。でも、その日数は関係なしで、会社の社長とか上司たちもだめだとは言えない状態にあります。

あと、自分が思ったのは、結構遠いところから車で高速使って1時間半掛からないぐらいですかね。実際ガソリン代は出たのかどうか分からないですけど、交通費、宿泊代が出るって初め知らなかったんですよ。あと、

日当みたいなのも出るじゃないですか。そういうのをもうちょっとアピールしていった方が参加しやすいのかなと思いましたね。

逆に自分の場合は仕事を休みたい方なので、お金ももらって休めるし、誰からも文句言われなくて思って逆に喜んで来てたんで、そういうのももう少し訴えていってもいいんじゃないのかなと思いましたね。

## 5 これから裁判員等になれる方へのメッセージ

(司会)

それでは、話題事項の最後になりますけれども、これから裁判員、補充裁判員になれる方へメッセージを皆様全員からお伺いできればと思います。

(1番)

冒頭、裁判員になって経験した感想の中でも述べさせていただいたんですけれども、こんな経験まずできないだろうという経験をさせていただいたと思っております。裁判官の方と直接お話ができたり、あと周りの裁判員の方と一緒に裁判官の隣に座って、あの法廷の一部に座ってる自分がいるって思ったことが、非常にある意味興奮しましたし、是非これから裁判員になれる方に対しても、こんな経験まずできないんじゃないかなという経験が多分できると思うので、是非気負わず、多少負担があるかもしれませんが、是非参加していただきたいと思いました。

(2番)

私は仕事をしてる時には本当に1日24時間1年365日続くような仕事だったんで、とても出るなんて無理な話だと思ってましたけど、リタイアして受けてみて思うことは、高齢化社会だし、社会経験たくさん踏んでる人たちがこれだけたくさんいるので、そういう人を集めたただけだっただけいぶんちゃんとできるのと思うんですよね。

だけど、そうすると統計的なばらつきで年齢がある程度かぶらない方が

いいというのがあったりするのかもしれないですけど、でも社会経験多い人たち、中にはみんなマイルドじゃなくて過激な人もいたりするから、やっぱり統計的なばらつきはそれなりにできるんじゃないかと思うんです。そういう人たちの応援っていうのもあってもいいのかなというふうに思いましたね。

(3番)

私は裁判員になって裁判長の脇のお隣に座れたことが本当に女性として心強かったです。ちょっと最初緊張してたんですけど、すごくアドバイスもいただいたり、他の裁判員さんとお友達みたいな感じで、最後にお蕎麦を食べに行ったりしたりしてすごく楽しくできたので。

あと職場に帰って、今は異動になって違うところにいるんですけど、以前にいた職場の一人の女性の方が、学校の先生で一人興味のある方がいて、是非傍聴席に座ってみたいっていつも聞かれるんです。じゃあ春休み行こうかって言うと、いや、春休みは一番忙しい時期だから行かれないわって。そういう方が裁判員をやるといいなって思うんですけど、なかなか選ばれないのですごく残念だなって。やりたい人もいる中で、またいくら日当をもらっても私はやりたくないわ、あんな事件によく行かれるわねという人もいます。だから、もうちょっと地域ごとにアピールをするような方向で持っていかれるといいかなと思ってます。出前授業みたいな感じで、生徒さんたちも今から夢があることでしょうから、出前授業でこういうことがありますよって裁判所の方がもうちょっとアピールしたらどうかなと思いました。

(4番)

私もやってみて本当に貴重な経験ができてよかったというのがあるので、終わってから私も職場の人とかにはそういう話は積極的にしようとしていたんです。やっぱり司法の場というのは、全然身近じゃなかったのが

身近になって、その後そういうニュースを自分で積極的に見るようになった面もあります。先ほどの5番さんの話にもありましたけども、なったらやっぱり言っちゃだめなんじゃないのかとか気負う面というか、話していると皆さん結構懸念されてるんですけど、言えないことの方が多分少なくて、やって負担になることって時間的拘束のみなのかなと思うので、そこだけは経験を買うという感覚でやってほしいなと思うので、これから自分としても積極的に経験を話していきたいなと思いますし、これからなる人もやってみてはどうかと思います。

(5番)

経験してよかったというのは誰しも思うと思うんですけど、これはメッセージになるかどうか分かりませんが、日頃自分たちは法律をあまり気にしないで生きているんじゃないかなと思うんですよね。無意識にやってるのかもしれませんが。

その中でこういう裁判員制度に接すると、自分たちが法で生きてるんだってというか、法に縛られてるんだっていうのを改めて気付かされて、そういうことでも非常に勉強になるかなと。ちょっとつまらない違反とかもありますけども、自分自身改めてちゃんと法を守っていかなくちゃいけないっていう勉強にもなって非常に良かったなと思って、こういうのをいろんな人が体験できればよりいいんじゃないかと思いました。

(6番)

一人一回ぐらいは裁判員裁判に出ていただきたいと思いましたね。やっぱり貴重な体験だったので、自分はまた来たら多分また受けると思うんですけど。

あと、まだ敷居が高いイメージがすごくあるので、最近の若い方とかは多分特に興味ないと思ってしまいうんで、やっぱりPRというか、いろんな媒体使って、動画とか今ユーチューブとかありますから。裁判員裁判は、

今10年経って見直しがどうのこうのってちょちょこ話聞いたりするんですけど、ここでなくなってしまうのももったいないと思いますし、是非ともこのまま継続して、皆さんにもうちちょっと裁判を身近に感じて貴重な体験をしていただけたらいいなと思います。

(7番)

皆さんがおっしゃったように時間の拘束とか大変な面はたくさんあるとは思いますが、裁判員の経験をすることによって自分もいい意味で成長できる場所もあると思うので、是非参加していただけたらいいと思います。

ニュースを見てたりとかしても何でこの判決なんだろうとか思ったことに対しての考え方も変わったりとか、私たちがふだん関わることがないようなことに関わることによって、いろんな考え方とか見方とかが変わってきたりするところもありました。あと判決を出す自分もきちんとしなきゃいけないなっていうところもあって、こういう経験ができることはすごくいいことだと思うので、是非参加していただけたらと思います。

(8番)

先ほども申し上げたんですけど、1万人に一人ぐらいしか選ばれない裁判員ということで、見方変えると次やりたくても1万年後にしか巡ってこないチャンスかと思うんですけども、私は去年経験して、是非もう一度やりたいという気持ちがすごく強いんです。反対にやったことない人で絶対にやりたくないっていう人たちもすごく多いと思うんですけども、希望者枠みたいなのをちょっと設けていただいて、そこからまた抽選でもう一度やれるような制度があったらいいなって思ってます。なりたくてもなかなか選べない裁判員ですので、是非一度経験した人がもう一度やりたいという望みが叶えられる制度がもしあったらいいのになんて思っています。

## 6 報道機関からの質問

(司会)

それでは、今日記者の方も傍聴してくださっていますので、報道機関の方の立場で何か御質問があればお伺いしたいと思います。

(報道関係者)

読売新聞の記者です。今日はありがとうございました。

2点ほど伺わせていただきたいことがございまして、まず1点目は2番の方になんですが、冒頭でドラマやテレビ、報道で見聞きしているのはリアルではないという御発言があったかと思うんですが、報道に対してもう少しこういう内容を報道すべきではないかとか、裁判員を経験された上で何か報道に対して感じることを、注文というのは何かありますでしょうか。

(2番)

報道に対してですか。あまり期待はしてないんですけど、SNSとか盛んになってる中で、新聞記事というか報道記事に関して個人的なコメントっていうのは結構オープンになっている時代に入ってますよね。

そうすると、例えば、裁判関係だと恩赦なんてあったけど、何でこんな時代に恩赦なんかするんだという人たちが大勢いたはずなんだけど、そういうことは司法界の人たちはどこまで御存じなのかなというふうに思ったりしました。やっぱり双方向の情報交流というのが重要な時代になってきているので、報道とって自分たちは天の上から下々に伝えるなんていうことは、ゆめゆめそういう時代ではないので、やはり双方向の意見が必ずあり、そしてそれが入手できる時代になっているので、その時代の変革の中でやっぱり報道も変わっていくんじゃないでしょうか。

(報道関係者)

もう1点、3番の女性の方に伺いたいんですが、冒頭でこれから経験を活かして伝えたいことは伝えていきたいというお話がありました。その後、守秘義務のお話もあったかと思うんですけども、例えばこれから経験を伝

える上でもう少し守秘義務が緩和されるといいなとか、何かそう思うこと  
っていうのはありますでしょうか。

(3番)

守秘義務ですか。事件のことはやっぱり何でもそうなんですけど、やっ  
ぱり守秘義務は守秘義務。それ以外のことは事件に関わることはその証  
言は話してもいいんじゃないかなと思います。

(報道関係者)

ありがとうございます。以上です。

## 7 最後に

(司会)

皆さん、本当に今日はお忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。  
また、本当に貴重な御意見も頂戴いたしました。何かの形でま  
た今日頂いた意見を踏まえて我々努力をして改善に向けていきたいとい  
うふうに思っております。今日は本当にありがとうございました。

以上